

2007 年度第 2 回 ODA 政策協議会（議事録）

日 時：平成 19（2007）年 11 月 16 日（金）15：00～17：00

会 場：名古屋・地域密着型ビジネス支援施設(COMBi 本陣)内 N106

□司会

2007 年度第 2 回 ODA 政策協議会を開催したいと思います。私は今日の司会を務めます名古屋 NGO センターの西井といいます。よろしくお願いします。

今日、名古屋で開催ということで、外務省の方、NGO の方、皆様名古屋に駆けつけて下さってありがとうございます。今日多くの議題が準備されていまして、これを 2 時間という時間の中で協議していただくことになりますので、議事の進行にご協力いただくようお願いします。

それでは早速本会議に入りたいと思います。お手元の次第にしたがって五月女大使からお願いします。

□五月女

皆様、こんにちは。五月女と申します。どうぞよろしくお願いします。私はアフリカでザンビア大使とマラウイ大使をしておりましたが、帰国してから NGO 担当大使という外務省参与で拝命していまして、今月でちょうど 5 年になります。日本各地で皆様方といろいろな協議に参加いたしまして、私自身勉強しましたし、皆様方と一緒にいろいろな問題を考えてきました。名古屋にも何度か参りました。本日も名古屋の方々、関西の方々、そして東京からもたくさんの方がお見えになりまして、ここでまたお会いできたことをたいへんうれしく思っています。そして今回はミャンマー・ビルマの方々にたくさんご参加いただきまして、活発な議論がされるかと思います。最初に簡単にご挨拶申し上げますが、外務省と NGO の定期協議はますます活発に行われてきたいへん素晴らしいことだと思っています。来年はご承知のように G8 サミット、先進国首脳会議が行われます。それに先立ちまして 2 ヶ月前に、来年の 5 月ですが TICADIV、アフリカ開発会議が行われまして、国際的な会議が 5 月、7 月と連続して行われます。それに向かって外務省も努力しているわけですが、NGO の方々もいろいろな提言テーマをお考えになって、ここに出してこられるのではないかと思います。

さらに来年はアメリカ大統領選挙がございまして、選挙結果は世界の政治、経済、社会の諸問題に大きな影響を与えるものでございます。そしてオリンピックが北京で行われる。環境問題、政治問題も含めまして、来年はいろいろと注目すべき行事がそろっておりますので、それに向けて、いろいろな考え方を見つけていくということが大切ではないかと思います。

この間ノーベル平和賞が発表になりまして、アメリカのゴア前副大統領がノーベル平和賞、国連環境計画の関連機関でございます IPCC が同じくノーベル平和賞を受けました。私はゴア副大統領がブッシュさんと選挙を戦っているときにアメリカにおりまして、そういうのをフォローしていたことがございますけれど、あの時、ゴアさんは一般投票で 53 万票の差で勝っていたんですけど、選挙の制度上の問題でブッシュさんに負けてしまいました。その結果としてどうなったかという議論があるわけですが、世界のリーダーに誰になるかということで、非常に大きな影響を与えるものだということを、歴史を振り返った時、つくづく考えるものであります。ゴアさんは地球温暖化に対する警告をずっと発しておりました。そしてそのことによって、ノーベル平和賞を受賞されたということで、大変環境問題に対する理解の強い方でいらっしゃるわけで、その方がなっていたならば、ということはいろいろ考えさせられます。更に IPCC が受賞した。

これは 130 カ国の 4000 人以上の学者さんが共同研究をして、今の地球温暖化の問題がいかに深刻なものであるかということを発表しておりますが、その中で注目すべきことは、地球の温暖化というのは人間の活動のなせる業である。最近急激に温暖化が進んでしまったということは、やはり人間の活動によって引き起こされたもので、100 パーセントではないけれど、90 パーセントは人間のなせる業である。自然現象は 10 パーセントに過ぎないということを警告しています。従いまして、いろいろな問題に対して人間が真剣に考えて取り組んでいくということが大事なことでと思うわけです。そういうわけで、私はこういった機会に、来年の G8、TICADIV に向けて、環境問題もございますし、人権問題もございますけれど、いろいろな問題をみんなでプランニングして、それを実現するように提言していくということが大事ではないかと思っています。

今日も ODA のことで議論するわけですが、日本の ODA はどんどん減額されていまして、世界 1 と言われていたのは昔の話で、現在は 2 位、3 位、5 位と落ちてしまっている。そもそも日本 ODA は世界 2 位とか 3 位とかと言いつつも、国民一人当たりの負担でいえば先進国の中で 18 位になってしまっている。つまりそれほど、日本人が思っているほど途上国に対して優しいわけではないということを我々は考えなくてはならないと思います。日本人の思いこみというのはいくつもございまして、日本における男女格差は世界的にみても大きい。またお医者さんの問題でも、医療制度でも救急車のたらい回しでも、日本人は日本の医療制度は進んでいる、お医者さんは足りていると思っているかもしれないけれど、実は先進国の中では最低でありまして、EU 諸国が 1000 人に 4 人のお医者さんがいる中で日本はたった 2 人しかいない。決して威張れたものではないという現実を我々は考えなくてはならない。ですから日本人は日本のことをよく知る努力をするべきだと思っています。ですから ODA がどんどん減額されている。そして一人当たりの負担も北欧諸国の 1/5 とか 1/6 とかしか負担していない。しかしながら日本は人口が多いものですからたくさん出ているように見えます。しかしそのお金もどんどん減ってきている。実は ODA は減額されている中で、それをいかに効率的に使うかということが求められるわけです。

日本が戦後急速に経済発展ができて、みんなが豊かになったのは世界中からの支援があったからだということは皆さんご存知だと思いますけれども、世界中の支援、国連の支援を受けて、日本がいかにそれを効率的よく使うかということで、3 つのモットー、効率的に、効果的に、そして透明性をもって、日本は感謝をしながら有効に使ったという経験を持っているわけです。ですから私は援助をする側もされる側も、やはりそこには 3 つのモットーが必要だと。我々が行う ODA、NGO 支援というものも透明性を持ってやる。効果的効率的にやる。そして受ける側も、それを透明性を持って受けて実施しなくてはならない、ということを念頭に置いてしなくてはならないと思っています。

そんなことも思いまして、この会議も建設的に議論されていくことが大事だと思います。オールジャパンで、政府だけでできるものではないし、民間だけでできるものではないということで、政府と NGO の方が一緒になって議論して、そしていいものを造っていくことが大事だと思います。そんなこともございまして、私は NGO と外務省の定期協議会をより建設的な議論がなされるためには、お互いに建設的な批判、建設的な議論をしていくことが大切だと思います。そういうことがあってこそ発展があるのだと。発展や改善というのは、そういうものがなければ期待できないわけで、それで私は、この会議が建設的な批判、建設的な議論を通してより良き協議会の結論を出す。それを来年、再来年に向けていくことが大事ではないかと思うわけです。どうぞよろしくお願いします。

□司会

予めお断りしなければならなかったのですが、今日メディアの方が取材に見えていまして、冒頭の部で写真を撮られましたけれど、差し障りはなかったでしょうか。もし都合の悪い方がおられましたら申し出てください。

報告事項に移りたいと思います。それでは外務省の方から。

□本清

外務省の国際協力局国別開発協力第1課の本清と申します。よろしくお願いします。私の担当はアジア大洋州地域の各国に対する経済協力の政策を外務省内では担当しています。今日の議題の中で私の担当業務事項が多いということで、今回、この会合に出席させていただいたわけでございます。

報告事項の国際協力に関する有識者会合の件ということで、お配りしました報告事項(1)『中間報告に向けた今後の日程等』というものをご覧いただきながら申し上げたいと思いますが、この国際協力に関する有識者会合の中間報告に関する市民社会、NGOの方たちを含めた市民社会との意見交換については、今週の13日に第5回会合がありまして、委員の間でご議論いただいたということになります。その結果がここにあります、12月7日金曜日の15時から17時まで、外務省内において参加者は一般から募るような形で、大変申し訳ないのですがスペースの関係もありますので先着60人ということでございます。有識者会議の方からは、議長である渡辺と委員数名の方、特に執筆を担当する委員の方、そして事務局である外務省が出席する形で開催させていただきたいと思います。内容につきましては、中間報告の骨子案をもとに議論というふうに考えております。中間報告の骨子案につきましては、外務省のウェブサイトに掲載させていただきまして、12月の初めまでに一般の方々からのコメントをいただく。このように考えています。いただいたコメントを有識者会議の他の委員にも共有させていただくということを考えています。NGOの方たちから事前に地方で開催、テレビ会議、インターネットで繋ぐ等、色々とアイデアをいただいていたところでございますが、年内を目処にこの報告書をまとめなければならないということもございまして、予算とか会場の都合もありまして、このような形でやらせていただくことになりました。13日の第5回会合の、どういう議論があつてこの結果になったかについては、外務省のウェブサイトにも載るかと思ひますし、骨子案はできるだけ早いうちに外務省のウェブサイトに掲載したいと思ひますので、ご協力をお願いします。

報告事項(1)についての私からの説明は以上でございます。

□司会

質問はありませんか。

□加藤

関西NGO協議会の加藤と申します。

質問というよりコメントなんですが、今回、国際協力に関する有識者会議の中間報告の取りまとめに際して、また幅広く市民、NGOとの対話の場を設けていただいたということに関しては非常に有難く思ひますし、有識者会議の委員の方たちのご尽力にも非常に謝意を示したいと思ひております。ただ本清さんも言われていましたが、私たちNGOとしてはできるだけ広い、プロフェッショナルとして国際協力、開発援助をしているNGOだけではなくて、広い市民の方々、国際協力についてご意見を持っていられる方々が集まれるという意味で、平日の昼間ではなく、東京だけではなく、様々な地域の方が直接対話に加われるような感じの場所を作っていただきたかったと思ひます。そういう意味では少し残念に思ひます。ただ、ウェブで意見を聴取という形でフォローしていただいたことは評価したいと思ひます。また今回様々な有識者の

方が、援助に関わる様々なセクターから委員として加わっておられるわけですが、この中間報告が書かれていく中で、それぞれの方がそれぞれのセクターを代表して意見をおっしゃるだけではなくて、国際協力に関して様々な知見を持って独自の立場でこの会議に貢献していると聞いていますので、それぞれの委員の方が中間報告を取りまとめるプロセスの中で、幅広く市民の方々の意見に耳を傾けた上で、これをまとめていかれることを希望しています。そのことを有識者会議の委員の方々にお伝え願えれば幸いです。

□司会

他に質問、コメントはありませんか。

□本清

今伺ったご意見はきちんと担当部局の方に伝えたいと思います。きちんと説明申し上げませんでしたけれど、これからの日程につきましてはお配りした資料に書かせていただきましたので、よろしくお願いたします。

□司会

他になれば次の報告事項に移りたいと思います。ベトナム社会主義共和国・カントー橋崩落事故の件について。

□本清

カントー橋橋げた崩落事故についてでございますけれど、このプロジェクト自身は、2001年3月にE/Nが結ばれまして、248,47億円の円借款プロジェクトです。現地時間の9月26日、カントー橋建設計画の現場におきまして橋げたが落下するという事故が発生いたしました。現時点では事故原因というのは不明です。現地大使館からの報告、報道などによれば、死者が54名、負傷者の方が80名ということです。

我が国からはこの事故が起きた後、福田総理からベトナム首相に対して28日付けで弔辞を発信して、高村外務大臣からはベトナムの外務大臣に27日付けで弔辞を発信しております。30日に現地の合同慰霊祭というのが開催されましたけれど、我が国からは現地におります服部大使が大成建設の会長と共に出席いたしました。これに続きまして、現地でプロジェクトにかかわっております大成建設、鹿島、新日鉄エンジニアリングの共同企業体の方々が、現地のお金で90億ドン、日本円に換算しますと約6,300万円、お見舞金を寄贈しております。11月2日には大成建設が社内で集めた義援金を39億ドン、日本円で換算して2,850万円を被災者や遺族の方に寄贈しています。これらは正式な保障プロセスに先駆けて行われたものでございます。

また、10月7日から9日まで木村外務副大臣がベトナムを訪問しまして、事故の現場を視察すると共に、ズーン首相以下政府、要人たちと会談を行って犠牲者方や家族の方にお悔やみを申し上げて、重大な事故が発生したことの遺憾の意を表明しました。外部の専門家を加えました事故調査団を10月10日から12日まで派遣いたしました。事故の原因については、ベトナム政府国家の事故調査委員会が行うということになりましたので、日本から送りました調査団の目的は本件事故の背景等を確認し、同様の事故の再発防止等を検討しているということでございます。ベトナム政府は10月6日に国家事故調査委員会を結成して、これまで5回にわたりまして開催してきているわけですが、これには我が国からはベトナム政府の要請を受けて棟梁専門家を派遣しています。これに関連して皆さん報道等でご承知かと思いますが、11月13日に日本の政府内にも第1回カントー橋崩落事故再発防止検討会議が設置されまして、木村副大臣をヘッドとするメンバー、外務省、JBIC、JICA関係者のみならず、関係省庁、橋梁の専門家等に入っただきながら、この問題についての日本側での検討というものを進めることになったということでござい

ます。私の方からは以上です。

□司会

何か質問は。

□高橋

ODA 改革ネットの高橋と申します。実はこの事故が起こった直後、私はベトナムにいましてベトナムの NGO からこの事故についての声を聞く機会がありました。コメントとして申し上げたいのは、この問題を外務省はもっと真剣に捉えるべきだろうということなんです。日本政府の対応として、もちろん事故の被害にあった方々に対する謝罪ということもありますけれど、冒頭五月女さんのほうから話がありましたように ODA が減額を続ける中で、ODA の信頼と信用、支持をどうやって獲得していくかという課題と直結する重要な課題だと思います。この事故に対して、もし政府がちゃんとした対応をしなければ、ベトナムの市民や NGO が言うように日本の ODA に対する信用度が大きく変わるだろうと思います。確か、有識者会議の中でも少し意見交換がありましたが、それについて議論をしたという程度でよいのか？今、日本が取り組まなければならない ODA の課題がどうやってその信用と支持を回復するかということであれば、今回の事故のような危機があったときにリスクマネジメントとして、再びこういう事故が起こらないためにどうするかという対策の検討とこのことによって ODA に対する市民の信用とか支持がどういうふうに変わってってしまうのかということに対する分析を、日本としての方針の検討があつてしかるべきだと思います。

聞くとところによると、現地のベトナム政府は「これによって日本政府との関係は変わらない」と言っただけですが、それに限らず政府は、もっとベトナム市民や NGO がどう考えているのか声を聞き、対応策を考えるべきではないでしょうか。

□本清

ご指摘ありがとうございます。我々も、今回の事故が我が国の ODA に対する信頼に悪影響を及ぼさないために、まず原因究明を踏まえた今後の事故再発防止がまず 1 つ、きちんとやらなければならないということだと思っています。今おっしゃられたようにベトナム市民、NGO の声を聞くということも、そういうご意見があつたということを担当部署に伝えたいと思います。

□司会

他に質問なりコメントはありませんか。なければ報告事項については以上で終わりたいと思います。続いて協議事項に移りたいと思いますが、その前に今回の協議事項の議題の調整に当たりましたコーディネーターの方から一言コメントがありますので、よろしくお願いします。

□高橋

ODA 改革ネットの高橋です。この政策協議会のコーディネーターをさせていただいています。今から 4 つの議題を議論していくわけですが、今回の協議会の準備過程において、少し申し上げておきたいことがありますので、コーディネーターの中で話し合った結果を私が代表して伝えさせていただきます。

1 つは議題提案の仕方です。外務省側と NGO の間で実施要項として確認していることのひとつに、「事前に質問すべきもの」と「当日議題とするべきもの」をフォーマットを決めて提示することになっています。今回 4 つの議題が出されていますが、いずれもそれに対する外務省側の対応が不十分ではなかったかと感じています。協議事項の (4) に対しては、外務省から事前に資料の配付を受けましたが、残り 3 つの議題に関しては、電話で口頭で回答されたのみであり、それも直前、前日にいただきました。既に何度も申し上げているように、こういうフォーマットで事

前質問を行う理由は、できるだけ本会議において中身のあるきちんとした議論を行いたいためです。実施要項に明記してある文言は、この考え方を反映しています。すなわち、できるだけ事前に把握できる情報は確認し、また当日参加している参加者と論点の内容やそのベースとなる背景情報をなるべく共有して、当日の議論では議題提案者だけが議論するのではなく、できるだけ多くの参加者が様々な意見を持って議論に参加することが実りある議論のためには必要だと考えていますしかし、直前の、それも前日に電話で回答するというのでは、NGO の間で情報を十分に共有することはできません。この理解のもと、今後は、もう少しきちんとした対応をしていただきたいと思います。

二点目は、同じ理由に基づくものですが、今日来ておられる外務省側の方がすべての一議題に精通しているとは限りません。例えば(3)の環境ガイドラインについては、その担当の方に来ていただくことが、詰めた議論をするための条件ではないでしょうか。地方開催であり、予算の関係で限界があるのは分かっているんですけど、例えば事前に外務省参加者についての情報があれば、NGO も調整し、やり方を工夫ができたのではないかと思います。外務省の考えを聞かせて下さい。

□本清

ただいまお伺いしたご意見、持ち帰りまして、次回の地方開催の際に、今日お話ししていただいた点が少しでも改善できるように、帰って担当部署と話をしたいと思います。

□高橋

ここで時間を取るつもりはないんですけど、1 つ具体的な提案をします。直前に送られて来た資料やファックスも含めて、今日の議事録に添付資料としてアタッチすることについては、どう思われますか。

□鈴鹿

それは口頭による事前質問に対する回答が記録された紙をアタッチするという、そういう趣旨でございませうか。持ち帰り検討いたします。

□司会

では、事前に行われた説明についての NGO 側が聞き取ったメモについて、後日外務省側で確認していただいて、今回の議事録のアタッチメントとしてつけていただくという、それを検討するというところでよろしいでしょうか。それでは前向きの対応をお願いしたいと思います。

それでは協議事項の方に入っていきたいと思います。(1) フィリピンにおける政治的殺害等人権侵害の状況と対フィリピンの ODA 供与について、ヒューマンライツ・ナウの伊藤和子さんよりお願いします。

□伊藤

ヒューマンライツ・ナウの伊藤と申します。よろしくお願いします。

フィリピンの議題は何度か ODA 政策協議会で出させていただきました。2001 年以降、アヨロ政権下で人権活動家、労働組合のメンバー等といわれる方々が、人権団体の推計で約 800 人以上が今日に至るまでに殺害されていると言われています。そして背景、原因ということで、国連の特別報告者であるアルストン氏の調査ないし、メロ委員会という大統領の特別調査委員会の調査で、軍が関与しているということが指摘されております。この問題に関しては、日本政府も懸念事項として、昨年 12 月と、今年、首脳外相会談の席でも、フィリピンの人権状況に関して懸念を表明し、事態の解明について努力をするようにと、トップレベルでフィリピン政府の方に伝えられています。

こういう状況の下で、NGO が共同して、今年 5 月に、新しい円借款供与に関しては人権の観点から慎重に配慮するように申し入れ、ヒューマンライツ・ナウとしては、円借款を一旦ストップするようにということを要請してまいりました。しかし、7 月の段階で 2 件の有償プレッジ、交換公文がなされ、無償についてもプレッジがなされているという状況です。

ODA 大綱は、援助実施の原則（4）の中で、途上国における民主化の推進および基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払うと明記しております。そうした前提に立てば、こういった重大な人権侵害が行われている現在のフィリピンに対して、追加で巨額な融資、円借款を供与することは人権侵害の政策を日本政府がエンドースしているような誤ったメッセージを与えることになるのではないかと危惧されるところであります。その点に関しまして外務省と NGO 側の間で、十分な話し合い、意見交換がなされないまま円借款の決定に至ってしまったことを遺憾に思っています。

フィリピンの人権状況についてどのような改善があったのか、なかったのか。それとの関係で円借款、無償に関してはどのような人権に関する考慮を行ったうえで決定を行ったのか。そして唯一交換公文の締結されていないアグノ川統合灌漑事業に関しては、どのような経緯で未だそれが決定されていないのか。その中で人権というのはどのように考慮されているのか、お聞きしたいと思います。

□本清

非常に重いテーマについて重要なお指摘をいただいたので、一つひとつお答えしていきたいと思います。

ご指摘の政治的殺害の問題につきましては、政府の立場といたしましては、事態の解明が必要であるというふうに考えておりまして、ご指摘いただきました、最近の例で言いますと 7 月に行われましたフィリピンとの外相会談で、本件頻発に関する我が国の懸念ということを伝えまして、事態の解明についてフィリピン政府の一層の努力を要請した、という点については既にご存知だと思います。

人権状況についてどのような改善がなされたのかということについて具体的に言えば、国軍内の人権オフィスが設置されたとか、特別法廷が設置されたとか、証人保護制度の創設という意味でのフィリピン政府の取組みには一定の評価をしているということでございます。もちろんこれで十分だというわけではなくて、今後のフィリピン政府の取り組みを注視して、必要に応じ、フィリピン政府に対して事態の解明に向けた具体的な措置の一層の進展を促していきたいと考えております。

そういった形で、ご指摘の通り、何度も首脳会談や外相会談でこの問題は取り上げられておりますが、ODA との関係で言えば、事前にいただいているご質問でも、ODA 大綱の基本的人権および自由の保障状況についてどのような評価を行い、どのような認識を持っているのかということについて言えば、先ほど申し上げた通り、取組みを評価しているということでございますので、勿論今後もフィリピン政府に対して事態解明に向けて一層の努力を求めていく次第でありますけれども、そういったフィリピン政府の対応を注視していくと同時に、ODA 大綱に則って、基本的人権および自由の保障状況に十分配慮を払いながら、フィリピンの安定と発展に資する ODA 供与を検討していきたいというのが外務省の考えでございます。そういった意味で外相が事態の解明に向けてより一層の努力を要請したというのも、そのコンテキストで出てきたとお考えいただければと思います。

アグノ川の灌漑事業についてご質問がございましたけれど、これにつきましては、移転により住

民生活に悪影響を及ぼすおそれがあるというご指摘があるというのは、我々も承知しております。そういった観点からこの事業に関する交換公文の署名について慎重に検討を行っているという次第でございます。

ご質問いただいたものについてざっと回答申し上げますと以上でございます。もう1回 ODA 大綱との関係を説明させていただきますと、我が国は ODA を実施するに当たりまして、ODA 大綱に則って、基本的人権および自由の保障状況も踏まえつつ、例えばこの場合ですとフィリピンにおける援助需要ですとか、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断した上で ODA 供与をするという検討を行っている次第でございますので、この点についてご理解いただければと思っています。

□伊藤

事前質問 3 に対するご回答をいただいていないと思うのですが。

□本清

事前質問 3 というのはオプラン・バンタイ・ラヤの問題で、先ほどのご質問に直接なかったものですから省略してしまいましたけれども、この問題を承知しているのかということについて、作戦が、フィリピン国軍によるフィリピン共産党の新人民軍、アブ・サヤフ・グループ等を対象とするテロ組織の掃討作戦という報道があることは承知しておりますが、作戦の詳細については、フィリピン政府の安全保障上の政策ということで、フィリピン政府自身が持っている機密事項でございますので、日本政府を含む外国の政府は、その内容については承知できないというものでございます。

軍の問題につきましては、政治的殺害の考え方と同じで、フィリピンの今やっている、ある程度の人権に配慮した措置について一定の評価をしているということでございます。それだけではなくて、今後も事態の解明に向けてより一層の努力を求めていくというふうに考えております。

□伊藤

いくつか質問させて頂きたいと思いますが、まず強調したのは人権状況の改善ということに関してなんですけれど、確かにフィリピン政府はいろいろな機構を立ち上げております。そのことについては、一定の評価は確かにできると私どもは思っているのですが、しかしながら様々な真相究明の機関をただ立ち上げただけでは人権状況が改善したとは到底言えないということを強調したいと思います。

私たちは4月にフィリピンの現地調査をしまして、超法規的殺害の被害にあった方々の遺族から話を伺いましたけれども、その中で、ただの一件もその後有罪判決を得たという案件はありません。それだけでなく、例えばフィリピン大学の2人の女子学生が強制失踪したという事件に関しては、人身保護請求に対する最高裁の却下命令が出されるといった、非常に残念な結果に終わっております。そういう意味では、いろいろな機関が立ち上げられているにも関わらず、真相究明には無力な状態が続いているように思います。それからタスクフォースウシグという、警察の特別捜査班が立ち上げられたようで、私たちが現地調査をした超法規的殺害の案件に関しては既にファイルを開けてしまっているものが多く、それらの事件について再度捜査をし直すということは考えていないという状況でございます。人権団体が言っている政治的殺害の数というのは、約800件に上るという状況ですが、それに対してタスクフォースウシグが把握している案件というのが約100件程度ということで、非常に大きな乖離があります。その乖離に関し、タスクフォースウシグは、「人権団体の言っている主張が全く間違っており、信用できない」という立場をとっているという状況です。

更に申しますと、メロ委員会の報告書は、殺害に関して責任があり、少なくとも殺害を奨励したと指摘されている、当時の将軍であるパルパラン氏の責任を指摘しました。しかし、彼に関しては未だに不処罰が続いている状況です。その他にも、明確にこの人間が、この人権活動家の殺害に関与したと指摘されている、証人もいます。更には起訴もされている軍人に対して未だに軍が給料を支払い、現役の軍人として活動させているという状況がございます。このように、不処罰は横行しておりまして、超法規的殺害と言われている事件の中で、処罰や正義の実現がされている事件はほんの一握りに過ぎない状況です。こういった指揮命令の系統の下で殺害が行われたかということに関しても、全く解明が進んでいないという状況ではないかと思います。

以上のように、軍の一部が関与しているという事実は国家の責任であるということ認識することがとても重要であると思います。軍がやったことを軍の一部がやったことであって、国家は全く知らないということではなく、国家としてきちんと真相を究明すべきであり、軍の一部が関与したことであれば、それに対して公式な謝罪をすべきであり、処罰がきちんと実現されるべきです。そういった謝罪、正義の実現がなされない限りは、人権侵害の再発防止策が取られたとは到底言えない状況だと思います。ただ機関を立ち上げて、なんとなく捜査をしているようなポーズをとっているだけではなくて、人権団体が主張している 800 件について、捜査のファイルを閉じてしまったケースも含めて適正な捜査が徹底して行われ、法廷で責任者が処罰される仕組みがきちんと実現されるように、日本政府としては注意深く見守っていくべきだと思います。そして、フィリピン政府の対策がポーズで終わってしまう。また超法規的殺害がどんどん繰り返される事態が今後も予想されるわけですが、そういった事態においては ODA の供与、一旦決めたものに関しても実施を見直すなどの措置が必要ではないか、と思います。

□本清

ご説明ありがとうございます。我々も機関の立ち上げとか、そういうもので十分だと言っているのではなくて、今後もフィリピン政府に対して、解明については具体的措置の一層の進展を促していくことが政府の考え方でございますので、今の時点で十分だと判断して ODA をやっているわけではなくて、これまでの措置に対し、一定の評価をしながらも、そういうものの具体的な進展も必要ですよというメッセージも同時に首脳や外相レベルでの会談等で出しながら、なおかつフィリピンという国の援助需要とか、今フィリピンとの間で EPA、自由貿易についての協定も二国間でやっておりますので、そういった二国間関係の要素等を考えながら ODA を供与していくということでございます。今ご指摘いただきました諸点を踏まえながらも、その点について引き続き注意しながら今後の ODA 政策を考えていくということでございます。

□内富

関西フィリピン人権情報アクションセンターの内富と申します。3点ほどお聞きしたいのですが、1つは今回 7 月に出された円借款の供与についての声明ですが、これは私たち NGO にとっては突然といいますか、その前の 12 月の時は人権状況というのにかんがみて円借款を慎重に審議しているというふうなことを言われていたわけですが、7 月の外相会談でいきなり円借款の再開というものが打ち出されまして、私たちとしては 8 月に 20 数団体かで反対の共同書簡というものを外務大臣に対して送ったわけですが、こういう問題について、12 月は一方的に外務省が呼びつけて NGO に対して説明するというふうな形式だったわけですが、もう少し状況に応じて、こうした具体的な問題について話し合うような機会を持つことができないのか。いきなり 7 月に円借款を再開しますといわれても、NGO 側としたらあまりにも唐突で、どうして認識が変わったのかということも聞きたいということで、こういう質問が出てくるわけです。そういった意味で

は、是非とも具体的な課題について継続的に協議するような機会というものを設けていただけないかというのが1点です。

2点目に、第27次円借款について、これはいつ頃交換公文の調印を考えておられるのか。年内にこういう問題がもしされるのであれば、私たちは断固として反対しますし、こういうことがASEANの会議などで考えられているのかどうか、その点についてお伺いしたいということです。3点目にEPAの問題。JPEPA（日比経済連携協定）にEPAの問題が出てきたのでついでに聞きますが、ヨーロッパではEPAの中に人権条項、社会条項等を入れて政策対話を行っているということが言われています。日本はフィリピンに対してEPA、今フィリピンで大反対が起こって議会、上院で非常に批准されるかどうか分からないというふうな状況まで、不平等条約であるといへんな批判まで引き起これていますけれど、これを結ぶ際に人権問題についてそういう議論もなされているのか、先ほどそういうことも言われましたけれど、その点についてちょっとお伺いしたいということです。

□本清

今年の7月の前にNGOの方たちと、この政治的殺害の問題で議論があったというのは、私も承知しております。その後、先ほども申し上げた通り、NGOの方たちからご説明いただいたところではありますけれど、二国間関係の諸要素を踏まえてフィリピンに対して円借款の供与を決めた、ということだと思います。勿論人権の問題を全く問題視しなかったというのではなくて、そういう人権についての改善を一方で評価・懲慚しつつ、フィリピンの援助需要というものを考え、二国間のことも考えて円借款というのを供与したということです。今日を含め、またNGOの皆さんと意見交換させていただくこともありますし、私も昔人権関係の部局で働いていたこともありますので、人権関係の問題については比較的外務省の中でも知っている方だと思います。そういう人間がアジア地域のODAの政策を扱う部署に來まして、そういう問題は大切だと思っていますので、そういうことも踏まえて今後対処していきたいと考えています。皆様に唐突に決めたという部分についてどういう改善ができるのかということについては、難しい問題なので、持ち帰って宿題にさせて頂きたいと思います。一般論から申し上げれば、いろいろな形でNGOの方たちと意見交換をさせていただく中で、外務省の政策についてもご理解いただくような努力をしていきたいと思います。

2つ目の第27次円借款の問題については申し訳ございませんが、今この時点でいついつを考えているという答えを持ち合わせておりません。EPAの問題で人権状況をという話でございましたけれども、まさに我々が考えていますのは、いろいろな場を使って、先ほどヒューマンライツ・ナウの方からご指摘があったように、首脳会談や外相会談で人権の問題、特に政治的殺害について我が国の懸念を伝えるというようなことは機会を通じてやっております。ご質問していただいた方が一番ご存知かと思うのですが、EUと日本との間では、人権についての考え方、アプローチが若干異なる場所もございます。そういうものを前面に出しながらやっていくのかというと、日本はもう少し違ったアプローチを取ってきております。その点についての違い、またフィリピンとヨーロッパの関係というのは日本とフィリピンの関係と全く異なるものであるという点等もご考慮いただければと思います。

□伊藤

先ほど回答で、フィリピン側から開示されなかったと言われたオプラン・バンタイ・ラヤですけれど、私はその現物の文書を持っておりまして、このとおり、今日持ってきました。NGO側には、リソースがあるわけです。ですから、是非円借款の事業をするか、しないかを決定する前に、こ

うした情報をこちらからも提供できるように、NGO とぜひ協議してもらいたいと思います。フィリピンの超法規的殺害の件では、NGO 側は何度か外務省との協議を求めてきました。NGO 側と外務省側で率直に、定期協議のような限られた時間ではなく、時間を取ってこちらの資料も示させていただいて、認識を改めていただいたり、相互の意見交換ができるような時間を取っていただきたい、その上で円借款事業を決定していただきたい、と思っています。今後は、そういった機会をもつことなく唐突に円借款を決めてしまうということではなく、先ほどから出ている、透明性をどう確保していくか、その中で市民社会とどう関わっていくかということ、形式的なものではなくて、もう少し実質化するよう、是非お願いしたいと思います。先ほど持ち帰って検討していただくということでしたが、開発援助と人権に関する問題での協議の機会を設けることを、重ねて是非お願いしたいと思います。

□本清

先ほど申し上げた通り検討いたします。

□司会

フィリピンの議題についてはこのくらいでよろしいでしょうか。継続的な議論の場をというお申し出をいたしまして、持ち帰って検討していただくという答えをいただきましたので、よろしくお願いします。

それでは 2 つ目の議題、対ビルマ（ミャンマー）ODA について、これはメコン・ウォッチの秋元さんをお願いします。

□秋元

メコン・ウォッチの秋元です。よろしくお願いします。

お手元にある議題そのものなんですけれど、日本でも盛んに報道がありました通り、ビルマ（ミャンマー）では今年 8 月から 9 月にかけて、お坊さんを中心にした数万人の人がデモ行進をしました。軍事政権がガソリンなどの燃料の値段を突然大幅に引き上げたのが元々の発端でしたが、燃料の値下げを求めるデモが、最終的には軍政に抗議し民主化を求める行動に変わっていったものです。これに対し軍事政権は、市民の声に耳を傾けるどころか、軍隊による武力行使に踏み切って 100 人以上が亡くなっています。デモ取材していた日本人の長井健司さんが撃たれて死亡するということも起きました。またデモに参加した人の逮捕は今も続いています。

ビルマの軍事政権は、国民のための医療や教育にはお金をほとんど使っていません。国家予算の半分以上を軍事費に回しています。しかしビルマは対外的には戦争をしていません。だからそういう軍事費で買った武器などは、本来は国が守るべき国民に対して使われています。それは今年 9 月にもあった、平和的に行進をしている人に向けて発砲するという大弾圧の様子からも分かります。少し前ですが 1988 年にも今回のような全国規模の民主化運動が起こり、その時も軍政は市民に向けて発砲し、数千人が亡くなったと言われています。2003 年 5 月には地方遊説中だったアウンサンスーチーさんの一行に軍政の翼賛組織のメンバーが襲い掛かって、数十人が死亡するということが起きています。

この外にビルマ軍は、ビルマ東部カレン州、カレニー州などで、少数民族が住む村の 3000 以上も破壊して、その結果 150 万人以上の人々が生活の場を失う結果になっています。またビルマ軍兵士によって強かんされた民族の女性は数千人に上ると言われています。またビルマ軍は世界で最も多くの子ども兵士を使っていることが、報告などで分かっています。

そんな軍事政権に、日本政府はこれまで多くの援助を行ってきました。ODA 大綱は、「開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権及び自由の保障状況に十分注

意を払う」と定めています。しかし民主化は進まず、人権状況も改善されない中、日本は 1979 年から 2004 年まで、毎年ビルマにとって最大の援助国でした。その援助の中には、軍政の大衆動員組織の USDA（連邦連帯発展協会）や軍政首脳の前族が会長を勤めるミャンマー母子福祉協会への無償資金協力もありました。

今回の弾圧で、日本人の長井さんを含む 100 人以上の人が殺された後でさえも、日本政府はビルマに対する援助方針をほとんど変えてはおりません。唯一「取りやめ」になった案件は、交換公文も締結されていない案件でした。日本政府は人権状況を改善せず、民主化がなかなか進めないビルマに対して多額の ODA を供与してきたこと、その ODA が民主化促進にとっても繋がっているとは言えない、そんな中でまた今年 1988 年の悲劇が繰り返され、多数の市民が犠牲になったことを、一体どのように総括しているのか、伺いたいと思います。

更に、日本政府がビルマへの援助を今後も行っていく場合には、ODA 大綱にある通り、民主化の促進を真に支えるような援助を行ってほしいと思います。先ほど大使のお話で、ODA の予算が少なくなっているということでしたが、貴重なお金ですから、もう少し使い道を吟味し、軍政の事業に対する援助ではなくて、ビルマの近隣国に、ビルマの難民が何十万人と出て行っているわけですが、その人たちの生活や教育を支援するような援助、そして日本にいるビルマの人たちに教育の機会を与えたりとか、そういうような支援を、やろうと思えばいろいろ考えられると思うのです。そのようなことも含めて、現時点で一旦ビルマへの援助方針を根本的なところから見直し、今よりも明確な基準を打ち出して、民主化や基本的人権の保障を支える、組み立てる援助を、透明性を確保した形でやっていく必要があるのではないのでしょうか。

□本清

総括ということでございますけれど、若干歴史的に紐解きますと、ミャンマーに対する経済協力というのは昭和 63 年、ミャンマーにおける政情の混乱を踏まえ、その時に原則として停止ということになりまして、平成 7 年の 7 月に、アウンサンスーチー女史が軟禁を解除されたということで、それまでの方針を一部見直して、民主化人権状況の改善を見守りつつ、それまでに約束した継続案件とか、ミャンマー国民に直接利益をもたらす基礎生活分野の案件を中心にケースバイケースで実施するという対応をしてきました。

その後、平成 15 年の 5 月にアウンサンスーチー女史が再び拘束されたのを契機に、新規の経済協力案件については基本的に見合わせるということにしましたが、ミャンマー国民に直接利益をもたらす人道案件や人材育成等に限定して実施してきているところです。先ほどご指摘がありました、この 9 月以降のミャンマー情勢を踏まえて一層絞り込むということをしてまして、先ほどお話にありましたセンターというものについて、やめるということになったわけですが、これ以外のものについても、先般福島瑞穂先生のところでの NGO との対話でも申し上げましたが、そういうものが本当の意味で人道援助としてきちんと説明できるものなのかどうかということも含めて、私どものところで一件ずつ検討をしているところでございます。そういうのを行って、ここに居られるミャンマーの方たちも、おそらく子ども達がポリオで亡くなっていくという状況をこのまま看過できるものではないとお考えだと思いますが、そういう人道援助を中心とした援助については、引き続き政治状況がどういったものであれ続けていきたいと考えている次第でございます。

それ以外のものについては、外務大臣が閣議後の記者会見で言った通り、本当に内容を精査しなければいけないということでございますので、その作業を一つひとつやっているところでございます。こういった我が国の態度は、日本の記者会見の場で申し上げるだけではなくて、国連の特

使とかそれ以外にもいろいろな場面で表明してきているということで、我が国の考え方というのをきちんと出しているということになります。

事前にご質問いただいていた、中央乾燥地植林計画とか、そういうものについては実施していく。これは人道的な観点があるということで実施していく考えでございますし、草の根・人間の安全保障無償資金協力でリストを提示してほしいということについては、事前に送らせていただいたものと承知しております。目的通りに使用されているかどうか、確認の作業というのは JICA の現地事務所におけるモニタリングとか、相手国の実施機関とからむ定期報告などによって管理を行う。ものによっては技術的知見を有する人を派遣することによって実施状況の調査をしていくということでございます。フォローアップの段階においては事業の実施状況を確認し、必要なフォローアップを行うため案件終了後おおむね 2 年ないし 6 年目に JICA を通じて調査を行っております。

無償資金協力プロジェクトの事後評価を平成 18 年からやっていくということございまして、事業完了後 3 年から 5 年を経過した案件について、国際基準に則って行うものでございます。

草の根・人間の安全保障無償資金協力については、被供与団体で事業完了してから報告書、外部監査報告書を取りつけて内容を確認しているということでございますし、ミャンマーの我が方大使館の関係者が事業の進捗に応じ現場を確認すると共に、完了後も活用状況についてフォローアップを行うということでございます。

事前質問でいただいております、バルーチャン第 2 水力発電所の改修工事についてでございますけれど、工事の内容及び完了を確認したうえで、支払いは行われております。ただこれはミャンマー政府に直接支払われるものではなくて、必要なつど必要な金額が、我が国にあるミャンマー政府名義の口座を経由して契約者の某企業に支払われる仕組みになっておりますので、直接ミャンマー政府に支払ったというわけではありません。USDA の話をいただきましたが、その団体について、我が方でそういった妨害行為を行ったという確認は取れておりません。しかしながら、一般の NGO との対話でも申し上げた通り、今後の草の根の供与に当たっては、そのような報道があるとか、インターナショナル・ヒューマンライツ・ウォッチ等のレポートがあるということなども踏まえて、今後の案件の採択にあつては、きちんと考慮していきたいと考えております。

□五月女

手短かにコメントさせて頂きたいと思います。今秋元さんがおっしゃったように日本の ODA はどんどん下がってきていて、小さくなればなるほどそれを効果的効率的に使わなくちゃいけないということになってくるわけですが、実は先ほど課長からもお話がありましたけれど、人間の安全保障無償の話ですが、国家安全保障に対する人間の安全保障という 2 つの考え方について、世界には残念ながら政府が自分の国民を守らない国というのがアジア、アフリカ、結構あるわけです。国家安全保障という考え方というのは、国家は当然にして自国民の安全を守る、というのが本来の国家安全保障である。必ずしも外国からの侵略から守るだけではなく、国内にいる自分の国民の生命の安全を守るというのも国家安全保障、国の責任であるということなんですが、残念なことに、それが実施されていない国というのも世界にはいくつか見受けられる。ただ政府に対する批判をやっているばかりでも終わらないので、やはりその中で、市民国民に対して直接それを支援することも必要になっているわけですが、人間の安全保障という考え方は、まさにそのことを埋める意味で、人間が人間の安全を確保して支援するという形です。そこの国の政府ができないことを、他の国の人たちがなんらかの形で草の根のレベルに支援を与えるという考え方が行われるわけです。ですから人間の安全保障基金というのも日本がリーダーシップをとって作っ

た物でして、緒方貞子さんがその共同議長をやっていらっしゃるわけですが、日本がその政府の善悪を問わず、国民に対して、貧困に苦しむ、人権の迫害に苦しむ人たちに対して直接助けるということは非常に大事なことだと思っていますので、そういった面で、今の人間の安全保障の無償資金というのは、非常に有効に活用できるということ。そこには政治的なものが絡まずに行うこともできるという面では、非常に有効なものだと思っていますので、私は ODA がどんどん減額される中で、そういった非常に大切な部分の無償資金というのは、減らさないように努力するというのが、ある意味効果的な援助を行う上で大切なことだと思っています。

□司会

ありがとうございました。今のご説明を受けて、今日ビルマの方たちもたくさん見えていますので、よろしかったらご意見などいただけたらと思うのですが、どなたか。

□ミンサン

愛知学院大学のミンサンと申します。よろしくお願いします。先ほど秋元さんがおっしゃったように、それまで日本からたくさんの ODA をもらっていましたが、1987 年に私たちの国は LDC(Least Developed Country)世界最貧国の一つになりました。本当は ODA は開発とか、国民の生活向上に繋がるものですが、残念ながら私達の国は最貧国になって、88 年にデモが行われました。今も日本の ODA は続けられていますので日本からもらう ODA はミャンマーの全 ODA 中で一位になっています。私は 2 つのことを聞きたいです。USDA のことです。私たちの国では NGO というのは自由に活動することができない。今 USDA というのは政府がサポートしている NGO です。この USDA というのは 2003 年のスーチーさんの暗殺事件にも関わっている。今年行われたお坊さんたちのデモに対する暴行殺害にも関わっています。ですから殺害事件とか暴力事件とかに USDA 関係者たちは、たくさん関わっています。だからこれは本当の NGO でなくて、政府がサポートしている暴力的な団体だと、私たちは思っています。ここに日本の ODA のお金を出すことを、やめて欲しいです。これが 1 点目です。2 点目はアメリカがヤンゴン市内に開設しているアメリカンセンターみたいに Japan Center を作って欲しいです。アメリカンセンターでは若者たちはインターネットや E メールや本を自由に使えます。私たちの国では本とかインターネットとかは自由に使えないです。若者たちは教育とか自分の夢のために、インターネットとか本とか使いたいですけれど、自由に使えません。だからアメリカンセンターみたいに Japan Center をヤンゴン市や他の大都市にも作ってインターネットを自由に使える、本を自由に使える場所にして欲しいです。そしたら、若者たちがインターネットを使って大学を搜したり、海外に留学したりすることができます。日本政府がジャパンセンターを作って、若者たちが自由に本やインターネットを使うことができるようにしてくれたら、ありがたいと思います。

あと ODA については、政府側じゃなくて、NLD や CRPP みたいに国民に選ばれた議員たちのグループとか、88 年の学生たちのグループとかに相談して、本当の NGO のグループや市民団体に届く援助をした方がいいと思います。今はそうじゃなくて、政府側だけに相談して ODA が行われているので、それは良くないと私は思います。

□本清

USDA の話は先程も若干話しましたが、ご指摘のような点があるということなので今後草の根無償の案件が USDA を介して実施ということであれば、そういった報道が行われることも踏まえて、やるかやらないか考えたいと思います。2 点目のインターネットの部分については、やるのをやめてしまったセンターについては、そういう文化交流みたいな役割もあったのかなあと考えているんですが、それについては実行をやめてしまったので、ミャンマーの今後

の状況も踏まえながらそういうような案件が将来できるかどうかみていきたいと思います。3 点目については質問の趣旨がよくわからないので、懇親会の時に教えて下さい。

□ミインティン

ビルマ民主化同盟のミインティンと申します。私は 1986 年から 88 年まで日本の ODA がよく流れている ADB (Asian Development bank) のプロジェクトのスタッフとして働いたことがあります。そのプロジェクトは森林局のプロジェクトで、もともとある森林を燃やして、建築用のチークとか紙を作るためのジュクレプという木を作る仕事でした。ラングーンから 300 キロくらいのところにあるジェタシエという所で、その市だけで 1 年間で 3000 ヘクタールくらいの新しい森を造っていました。今作っているのはインフォレイションとして元々ある森に新しいものを造ったものです。私たちから見ると、そういうプロジェクトは今 20 年経っても、新しい木は育たないばかりか、元々ある森が壊されてしまうようなプロジェクトでした。

元々ある森を壊してしまう仕事なので、私は、それをやめました。私が聞きたいのは、日本が出している ODA のプロジェクトはこの 20 年間の経過を調査してきたかどうかということです。(本当に調査していたら、森が破壊されてきたことがわかるはずの意味)ビルマの国民はドルと外貨を使うことができません。それでプロジェクトで働いている人たちに対する給料は、ビルマのお金チャットで払わなければなりません。日本から出した ODA のお金は円かドルか、(わかりませんが)それをビルマのチャットに交換するとき、どういうレートで交換しますか。ビルマにはオフィシャルレートとリアルマーケットレートとでは 200 倍くらい違っていますから、どういうレートを見て交換しているのか、それをききたいです。

□本清

ODA のプロジェクトについては先ほども申し上げましたが、草の根無償にしる国家の無償プロジェクトにしる、レビューを必ずするようにしております。それが一つ目に対する答え。第二の換金をどうしているのかについては、間違っていたら後で訂正するようにしますが、きちんとしたオフィシャルレートで交換されているのではないかと思います。

□ミインティン

200 倍くらいレートが違うということ。たとえば 1,000 円出すとするとビルマだと 6,500~7000 チャットしかもらえないけれど、本当は 1,000 円なら 12,000 チャットにならないといけない。もしそういう違いができたらしめますか。

□本清

難しい問題ですけど、我々は政府の立場としてイリーガルなことはできません。

□ミインティン

リアルマーケットレートのことは知っていますか。

□本清

私が知る限りにおいては、ミャンマーや ODA の案件ではないですが、かつて闇レートが問題になったこともあるのではないかと思います。現在、ODA で闇レートの使用は行われていないと思います。

□ミインティン

僕の意見を言っていていいですか。そしたら、そういう違うレートの 200 倍は、政府の方に流れてしまうじゃないですか。どうしても外国のお金をビルマ軍政の銀行を通して替えないといけないので。(そこが問題なんです)

□本清

ミャンマーの政府に流れてしまうというご指摘を承りましたけれど、一方で我々は税金を使って行う事業である以上、日本国内で透明性というものも確保しなければならないので、そういう部分について、日本の会計検査、日本の国民にきちんと説明できるようにしなければ ODA を実施してはいけないということになります。我々としてはアカウンタビリティーのあるプロジェクトの進め方しかできないと思います。

□ココラット

在日ビルマ人のココラットと申します。外務省の方が今お金の使い方を分からないことは信じられません。なぜかと言うと、日本の国民の税金、私たちも税金を払っていますけれど、私たちの税金をどのルートで使っているか、ちゃんと説明できないのは外務省のやり方はちょっとおかしいと思っています。

もう 1 つは人間から人間を助けること、先の先生が話されたですけど、今日本の ODA や人道援助は、ビルマのどの人間を助けているのでしょうか。私たちが考えているのは、ビルマの軍政を助けているビルマの国民のためにもなっていない、ビルマの軍政のためになっています。先ほどミインティンさんが話していたお金の件ですけど、今のビルマの軍政が決めているのは 1 ドル 6.5 チャットです。日本円は今 1 ドル 114 円ですから、日本円の 100 円はビルマの 6 チャットしかありません。でも裏のお金は今 1,150 チャットくらいになっています。そういうやり方を外務省が分からないのは信じられません。

後もう 1 つはミンサンさんが話していたことについては、なぜ外務省の人たちが 1990 年の総選挙に 82 パーセントの得票率で勝っていたスーチーさんがリードした国民民主化連盟の人たちとなんで相談しないで、なんで本当の活動をしている人たちと相談しないで、どうして ODA とかいろいろな援助をしているか、分かりません。それだけです。

□本清

私の説明の仕方が悪かったとすれば謝りますが、日本政府はオフィシャルレートで仕事をする以外にアカウンタビリティーは保てないと考えているということ、私は先ほど申し上げました。別の方からは闇レートを使えば、もっとお金が有効に使えるのという話だったんですけど、それは日本の政府のシステムとして難しいということを申し上げました。一方で、我々はミャンマーの民主化の問題についてはずっとメッセージを送り続けておりますし、そういったことが各種の会談でも行われているということは既に報道されていますのでご存知かと思いますが、今の状況がいいと申し上げているわけではありません。ただミャンマーの将来的な民主化を担う人材を、例えば日本に来てもらって勉強をしてもらうということは、皆さんミャンマーから来られて、ここにいらっしゃって気づかれていますと思いますけれど、日本の今のシステムを見てもらって今のミャンマーの体制がいかに間違っただけのものであるかということを確認していただいて国に帰っていただくというのは、将来的にはミャンマーの民主化に役立つものだと思います。

□ココラット

ビルマから来た留学生たちは、政府関係者から選ばれた人たちです。昨日私はラングーンにあるジャイス (JICE) に電話をして聞いてみました。それでジャイスを通して来た人たちは、全部政府関係者から政府が選んだ人たちだと言うことがわかりました。

□司会

まだ議題が残っておりまして、このことにあまり掛かりきりになりますと、時間も確保できなくなりますので、最後にお 1 人だけ。

□ミョウティハン

NLD-LA 日本の名古屋事務所の責任者ミョウティハンです。私は政府としてはODAは民主化になった国から民主化になっている国に上げるものだと思っています。現在のビルマは民主化になっているか、なっていないか、外務省はどう考えていますか。ビルマの人権問題に対して、どこまで外務省は考えているのか日本の外交をはっきりしてもらいたいです。そして本音を出してビルマのODAを考えてもらいたいです。

□本清

現在のミャンマーに対して民主化を常に呼びかけているという意味において、ミャンマーの現状が十分だという認識はありません。そうであればこそ、ミャンマーの政府に対して、総理とか外相とか会うたびに、今回の事件でも外務審議官の方がミャンマーに行かれて話をしましたけれども、民主化についての申し入れをずっとしてきているということでございます。一方でODAについては、そういった状況がある中で、ミャンマーの国民の方たちが困っている。たとえば子どもがポリオでどんどん死んでいくのをこのまま見捨てていいのですか、と言われたら、我々としては、そういったものに対しては、ミャンマーの軍事政権というものがあつたとしても、そういう人たちを助けるというのは説明できるのではないですか、ということで、そういうものを中心にミャンマーへODAをやっているということです。

□ミンマウン

ビルマ民主化同盟のミンマウンと申します。今のポリオの患者さんたちの援助については本当に感謝しています。でもビルマでは今なお軍政による人権侵害が広く行われています、言わなくても分かると思いますが。今は、できればビルマに対するODAを、私たち民主化活動をしている側としては中止してほしい。それは本来、私たちが関与することではないかもしれませんが、どうしてかという、外務省の政策、日本政府の政策だから私たちは内政干渉したくはないですが、しかしアウンサンスーチーさんや、すべての政治囚、88世代のリーダーたちが、このまま釈放されなければ経済制裁をするという考えはないんですか。カナダ政府は、多分ご存知と思うんですけど、すでに経済制裁をしています、最近それをさらに強化しました。スーチーさんは民主化のために軍政に協力すると対話したんですが、今なお軟禁されている。そういうことで軍政が信用できるんですか。北朝鮮みたいに経済制裁できますか。1年以内にスーチーさんと、88世代のリーダーたちが釈放されず、民主化に向かえなかったら経済制裁できますか。お答えいただけたら、私はうれしいです。

□本清

経済制裁というのは、いろいろな手段があると思います。ミャンマーの現状に満足していない我々は、ODAを使ってミャンマーに対して圧力をかけるという意味合いもあつて我々はセンターを作らないということを発表したわけです。それがどのくらいの意味を持っているのかについては、いろいろ議論がありますし、人道の援助を含めてミャンマーに対する援助をやめるべきだというご意見があるというものも、私どもも伺っているんですが、一方において、我々はミャンマーの国民の人たちに直接裨益するという観点のプロジェクトについては、やっぱり今ミャンマーで苦しんでおられる国民の方たちを救うということと、後もう1つ、ミャンマーの民主化を促すという観点等から、やはりミャンマーへのODAは続けさせて頂きたいというのが政府の立場でございます。

□司会

はい、どうもありがとうございました。ビルマの問題については、名古屋にいらっしゃるビルマの方たちも熱い思いを持っていらっしゃる。民主化の状況が進まないということに対して、国際

社会がそれをどう支援するかということもとても期待を持っているということも今までの皆さんからの議論で分かるかと思います。時間が押しておりますので、このくらいで、この議題については終わりたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。まだ、どうしてもと言われる方が居られましたら。

□渡部

ビルマ市民フォーラムの渡部と申します。USDAのことなんですけれど、今月 11 月 14 日の政府開発援助等に関する特別委員会で高村外務大臣が、USDA については、民主化運動の弾圧を積極的に行う団体だと認識しておりませんという発言をしていらっしゃるんですけど、先ほどのお話で、ヒューマンライツウォッチの報告書なども読まれて、今後、案件を選ぶ際考慮するという発言もありましたけれど、今後、USDA が関連していると思われる案件については、それを選ばないというような理解でよろしいでしょうか。

それともう 1 つは、先ほど人間の安全保障の話ができましたけれど、タイービルマ国境には迫害から逃れてきた 14 万人以上の難民の方たちが暮らしていますし、バングラデシュ＝インドの国境にもそれぞれ数万人ずつ難民の方々が暮らしているわけで、この方たちに対して人道援助を行うということが、人間の安全保障を守るという援助に繋がると思いますし、それが今後のビルマの民主化にも繋がっていくことだと思いますので、是非そのような人道援助を行っていただきたいと思います。

□本清

USDA の問題については、報道については我々も承知しておりまして、ただそういった事実が確認できないという認識でございます。

私が先ほど申し上げたのは、そういった報道およびメコン・ウォッチの方々の報告等を踏まえて、将来的に案件があがってくれば、その時に考えていきたい。私個人的には確認できていないものの、そういう報道があるという中で、かなり難しい面があるんじゃないかと思っています。第 2 点目のミャンマーからの難民への人道支援というのは、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）というのがございまして、そこに対する資金の供与等を通じて行っているところでございます。具体的な額については、今ここに持ち合わせておりませんけれども関心があればお知らせしたいと思っています。

□司会

このビルマの問題については、このくらいで終わりたいと思います。また終わった後、懇親会もありますので、その場で具体的な質問をしていただきたいと思います。それでは (3) の無償資金協力事業における環境社会配慮のあり方ということで、メコン・ウォッチの福田健治さんをお願いします。

□福田

メコン・ウォッチの福田と申します。よろしくお願いします。その前に議事の確認なんですけれど、時間が 20 分から 25 分くらい押しているんですけど、このまま予定通り私が 25 分の時間をとらせていただいているのか、調整をしたほうがいいのか、先に伺いたいと思うのですが。

□司会

おっしゃるとおり、時間が 25 分くらい押しておりまして、このままで行きますと 5 時を回ります。よろしければ、外務省の皆さん、ここにいらっしゃる皆さんの合意をいただければ時間を延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。では、そういうことでお願いします。

□福田

私の方からは無償資金協力の環境社会配慮のあり方という形で、中身としては、主に2点挙げさせていただきます。現在カンボジアで行われている国道1号線改修事業のあり方が一点です。もう一点は、無償資金協力において、どのように環境社会に配慮するのかというジェネラルな政策の問題として、今後のガイドラインのあり方ということで2点挙げさせていただきました。既に議題と事前質問の方はお送りしているので、ここで長々と繰り返すのは時間の無駄だと思うので、簡単に背景だけ申し上げますが、現在 ODA のうち無償資金協力、有償資金協力、技術協力とありますが、そのうちの円借款においては国際協力銀行にきちんとしたガイドラインがあります。技術協力、特にその中で行われる開発調査については、JICA 国際協力機構のガイドラインがあつてきちんと適用されるということになっています。無償資金協力はどうかというと、実は無償資金協力の審査ガイドラインというものはあるんですが、その中で詳細に環境社会配慮について審査をするという仕組みにはなっていない。原則的には JICA が行う事前の調査の中で、環境社会配慮の確認というのがなされて、基本的にはそこから、JICA から上がってくる提言というのに基づいて外務省が審査を行うというのが現在の仕組みだと理解しています。

おそらく無償資金協力で大規模な移転を伴うようなプロジェクトを行うというような仕組みになっていないと思うのですが、しかし私たちがカンボジアで様々な ODA の案件をモニターしていく中で1つ、国道1号線という事業について、2003年の頃からずっと JICA あるいは外務省の方々と議論させていただいているということがあります。

この事業は1800世帯を移転させるという非常に大規模なプロジェクトなんですが、これは円借款ではなく無償資金協力で行われています。2002年から JICA が開発調査を行いまして、2005年以降無償資金協力が供与されているというのが現状です。この事業における住民移転について言いたいことはたくさんあるんですが、その詳細をここでお話するというのは難しいので、その点については、事前質問で出させていただいているので、その回答をいただきたいということです。

一方環境ガイドラインのあり方については、今後無償資金協力の事業の実施責任が外務省から新 JICA に来年10月から移るという中で、同時に新 JICA に、今まで JBIC がやっていた円借款部門が移ってくるということもあつて、新しく環境ガイドラインを改定するということになるんですが、その中で質問の1つは無償資金協力というのは、今後 JICA と外務省の間でどういうふうに役割分担をして誰がどこで審査を行い、決定するしくみのだろうということを明らかにしていただけると有難いということが一点です。

2点目は、昨日事前質問に対する回答をいただいた時に、ガイドラインの中身についての話はなかなか難しいと伺ったのですが、今後ガイドラインを作るうえで、どういうプロセスでガイドラインを作成していくのか、ということについても伺いたいと思います。

□本清

ご質問いただきありがとうございます。私はカンボジアもミャンマーもベトナムもフィリピンも担当していますので、その関係から引き続きお答えしたいと思います。

カンボジアで無償資金協力でやっている国道1号線の改修事業について、住民移転の問題があるということは、我々もよく承知しています。我が国としてもこの問題について文書の公開の問題も含め、カンボジア政府のオーナーシップは尊重するんですが、この点について協議を重ねて参りまして、適切な支援、助言を続けていきたいと考えているところでございます。

カンボジア政府が再取得価格での補償の検討に必要となる市場価格の調査を実施したというところまでは存じ上げているんですが、カンボジア側の今後の方針は検討中ということもありまして、

我が国としても住民移転の実施体であるカンボジア政府が適切な補償を進めるように情報の収集と側面的な支援を行いたいと思っています。

移転地については、移転前の土地と極力遜色のないような移転地を探すようにカンボジア政府も努力していると思いますが、物理的に場所の制約等もあるので、必ずしも今住んでおられる国道 1 号線沿線にならない場合もあると、そのように考えています。住民の収入の機会とか生産手段回復については、一義的にはカンボジア政府が実施するものでございますけれど、我が国としてもコンサルや施工業者の理解の下、工事に当たっては極力地元の人を雇用してもらえようと働きかけているところでございます。勿論これは業者の方の最終判断もあると思いますけれど、この点で何か改善する良い考えがあれば、お聞きしたいと思っております。苦情処理委員会が機能していないということについては、そういった報告には接しておりませんが、現地にある大使館を通じて情報を収集した上で、そういったことが事実であると確認できれば、カンボジアの政府側に適宜是正を申し入れることをしたいと考えております。これが第 1 点目のカンボジア国道 1 号線に対する回答であります。

第 2 点目の新 JICA のもとで行われる無償資金協力事業の環境社会配慮についてでございますけれど、来年 10 月の新 JICA の元での無償資金協力について、新 JICA が無償資金協力の実施業務を行うこととなりますが、一方で機動的な実施確保、その他外交政策の遂行上必要な無償資金協力について、外務省の方で引き続き実施するというところでございまして、例えば外務省の側で実施するというもの全部、または一部行うスキームとしてあげさせていただけば、ノンプロジェクト無償、先ほどから出ています草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 連携無償、テロ対策等治安無償、緊急無償、草の根文化無償と、こういったものでございまして、それ以外のものは新しい JICA さんが業務を行うということでございます。

案件の実施決定前の関連の調査ということは、協力準備調査ということで、有償・無償・技協の 3 スキームが連携した案件形成、設計調査にまとめられることになるんですけど、業務フロー全体の詳細については、現在外務省と JICA と JBIC で協議中ではございまして、私自身が局内の担当としてやっているところでございます。現時点では皆さんにご説明できる紙はまだ完成しておりません。ご関心が高い環境社会配慮ガイドラインについては、JICA が持っているスタンダードと JBIC が持っているスタンダードとが異なるものですから、それをどういう形でマッチングするのかということについて、検討しているところでございまして、これについてガイドラインの策定にあたって有識者会合を設置して一般の方たちの意見を徴収する機会を設ける予定だと伺ってはおりますけれども、今の時点で具体的にいつ、どこで、何回、どういうメンバーで行うかというようなことについては決まっておきませんので、これについては、また次回以降の NGO 連絡協議会で意見交換をさせていただくことになるんじゃないかと思っております。

□福田

事実確認を 2 点ほどさせて頂きたいのですが、まず 1 点は事前質問でお送りした部分のうち、住民移転計画について最終版は存在するのか。また現地の住民がカンボジア政府にリクエストしても出してくれないということについて、なぜ公開してくれないのか、というところをお伺いしていたのですが、この点についての回答をお願いしたいということ。それから 2 点目ですが、苦情処理について機能していないという点について、そういう報告には接していないということでしたが、それは私としてはとても遺憾でありまして、ご存知のことと思っただけですが、これまで現地の NGO からカンボジア政府の省庁間移転委員会に対して、また省庁間移転委員会の対応が不十分であるということで、カンボジアにある日本大使館に対してレターが提出されていて、これ

は本省の方にもコピーされて送られていると思いますので、この報告に接していないとおっしゃるのは、私としては極めて遺憾でありますし、そのために資料をきちんと添付させていただいているわけですので、その点を訂正していただきたいと思います。先に事実確認を 2 点お願いします。

□本清

最終版というものについて、あるかないかも含めてお答えできない、というのはおそらく昨日電話で無償資金協力課の担当の者とお話いただいたのではないかと思いますけれど、これについて日本とカンボジア政府の間の信頼関係とか二カ国間関係の観点もございまして、お答えできないという答えをしたんだと思いますけれど、そういう状況でございます。

2 点目の、いただいたレターの写しというのは私も読みましたけれど、これ自身について担当部局の方からは正式な意味での報告を聞いていないということでございまして、そこについては確認をさせていただいた上でご回答したいと思います。

□福田

2 点目に付いては了承しました。住民移転計画の問題について少々議論させて頂きたいのですが、昨日外務省の福永事務官の方からお電話をいただきまして、この話を受けて私は大変な衝撃を受けました。私は ODA による環境社会に対する被害というものに取り組んで 7 年くらいになりますが、援助をする側が環境アセスメントなり住民移転計画の存否を答えることができないと言われたのは今回が初めてであります。

幾つかお伺いしたいんですが、1 つは日本の他機関がやっている援助との整合性の問題です。JBIC が、例えば円借款で事業を行うときに、住民移転計画がありますか、ありませんかということについては JBIC が答えています。あるいは JICA が開発調査や無償資金協力の事前調査の段階で JICA として調査を行い、住民移転計画の策定を支援するというのであれば、それらの報告書は全て公開されるというのが、現在のプラクティスであります。世界銀行やアジア開発銀行のウェブサイトに行けば、住民移転計画というのは PDF ファイルとしてダウンロードできる状況になっています。その中で無償資金協力だけが、住民移転計画について存否についても答えられないというのは一体どういうことなのか。特に二カ国間の信頼関係ということをおっしゃいましたが、存否を答えると、どのようにカンボジア政府と日本政府の関係が損なわれるか。私には全く理解できません。そのところをもう少し丁寧に教えていただければと思います。

カンボジア政府には大使館を通じて JICA を通じて申し入れをしていただいているのは理解していますが、しかし一方で補償単価の問題であるとか、生計回復の問題であるとか、開発調査の段階から延々と議論し続けていることなんです。今回の住民移転問題についても、これを公開してくださいとカンボジアの政府に言い続け、それがうまくいかない。しょうがないから日本政府に来る。日本政府としては明確には回答できないけれど、カンボジア政府にきちんとやるように働きかけている。この状態がいつまで続くかということを私はお伺いしたい。実際にこのプロジェクトは開始されているプロジェクトであって、1800 世帯以上、これは最終的な資産調査の結果が公開されていないので何世帯かという正確な数値は把握していないんですが、少なくとも 1 万人以上の人に移転をする。住民移転は去年の 8 月から始まっていて、既に沿道の 7 割の住民が移転しているという現状の中で、住民移転計画は、カンボジア政府は公開しません。日本政府は存否も含めてお答えできません。こういう事業に日本の政府が無償資金協力を出すのはいかなものかと私は思います。

今回、このプロジェクトは 3 期に輪切りされていて、1 期 2 期分の E/N は締結済みですが、3 期

分はこれからというのが私の理解です。日本政府としてこの段階でさすがに 1 回工事を止めよう。あるいは 3 期分の E/N は待って、きちんと対応をしてもらおうというふうな、日本政府からの確固たるアクションというのがないと、このままズルズルと住民移転に対する対応がなされないまま事業が進んでしまうのではないかと私は非常に懸念しているところですので、その点についてお考えをお知らせ願えればと思います。

□本清

公開できない部分について私が承知している限りで申し上げますと、資金が絡む問題なので、こういうものが公開されると、土地の所有権が明確でないカンボジアにおいては、いきなりこれは私の土地だと言う人がたくさん現れて、事態が収拾できなくなるというような混乱を避けたいという、こういう事情があるのではないかと、このように考えている次第でございます。

有償ガイドラインとの差というものについて話をされましたけれど、正に我々もこれから有償と無償のガイドラインをどういう形でまとめていくかをある程度頭に描きながら、業務フローを考えていかなければならない難しさに直面するところでございます。

第 3 点目の問題については、カンボジア政府に対して環境とか社会に与える悪影響を最小限に抑えてほしいと申し上げているところでございますけれど、カンボジア政府と一緒にどういう解決策がありうるのかということについて、考えていきたいと思っております。勿論一部の方に利益を及ぼすプロジェクトであるという面はあるんですけど、その一方で、カンボジア全体の国民の方が裨益するプロジェクトであるということでございますので、このプロジェクトを実施する国全体にとってメリットデメリット双方合わせて勘案しながら今後慎重に考えていきたいと思っております。第 3 期のお話については現在検討中としか申し上げられません。

□福田

繰り返しになるんですが、働きかけていくというのも勿論そうなんですが、働きかけていくのを延々やるわけにはいかない、と思うんです。メリットデメリットがあるとおっしゃいますが、JBIC や JICA のガイドラインに書いてあるのは何かというと、確かに悪影響がでることはあるかもしれない。でも移転する住民には、きちんとした補償を行ってプロジェクトを行う前よりも生活が悪化することのないようにしよう、ということがきちんとガイドラインに明記されているわけです。誰かが貧しくなって他の人が豊かになって、まあ豊かになった人がたくさんできるからそれでいいやという考え方では、少なくとも私の理解では、日本政府の ODA は成り立っていない。悪影響を受ける人にはきちんと補償する。問題は、それをどうやって担保していくのか、実施に移していくのかというのがここで問われていることであって、デメリットがあるけれどメリットが大きいからしょうがないという話ではないと思います。

第 3 期の件については検討中ということですので、是非、どうやったらカンボジア政府がきちんと再補償を行い、既に移転している人たちに対してきちんとした補償が行われるか、今から移転する人たちに対してはきちんと再取得価格に基づく補償が行われる。それをどうやって担保するのか。働きかけているという回答を、私たちは 1 年も 2 年も 3 年も待つわけにはいかない。

1998 年にアジア開発銀行が国道 1 号線のベトナム側をやりましたけれど、これについて、この前の 7 月に地域住民からアジア開発銀行に異議申し立ての手続きに申し立てが出ている。このような問題の長引き方というのは、日本政府は決して求めているものではないと思うので、じゃあ、実際どうやってカンボジア政府を動かしていくかということについて、第 3 期の交換公文を含めてご検討いただきたいと思います。

□本清

この点につきましては、担当部局に、そういうご意見があったことをきちんと伝えた上で対応を考えていきたいと思えます。

□司会

この議題について、福田さん以外にご意見のある方はいらっしゃいますか。

□福田

ガイドラインの話ですが、今後有識者会合が行われ、そこで案が提示され、議論の結果を踏まえて修正していくということをお伺いしました。

無償資金協力の今後のガイドラインのあり方について、私がポイントだと思っている点を2つほど申し上げさせていただきたいのですが、1つは支援と審査というものを私たちはきちんと考えなくてはならない。今 JICA が行っている開発調査から今回の国道1号線や今から行われようとしているカンボジアの第2メコン架橋のように、開発調査からそのまま無償資金協力が行われる際、今一どこを見ても、最終的にガイドラインが守られているという審査が行われているか、実は良く分からない。JBICに聞くとJBICの人は、僕らは審査しかしていません。僕らは支援するんじゃないで、プロジェクトを作るのは相手国政府であり、僕らは審査している。だったら支援をきちんとしているんですかという問題が残るわけですが、JICAの人と議論すると私たちはガイドラインを含めて支援していると、とても熱い思いを持っていらっしゃるのですが、しかし最終的な確認をし、意思決定をする審査はどこにあるかというところ、無償資金協力の場合、とても分かりにくい。

ここを制度として、日本政府が技術協力として、協力準備調査という名前で統一的なものになると伺っているのですが、その支援をしていく部分と、最終的に事業が始まる前の段階でちゃんとガイドラインは遵守されていますよねというところを審査するところと切り分けていくという作業が1ついるのではないかと思います。

もう1点私が重要だと思っているのは、なんで今回贈与契約がどうなのかというテクニカルな議論をさせていただいたかというところ、JBICの場合は基本的に融資契約というのが最終的に結ばれ、その契約に環境社会配慮上の事業者側の義務というのが盛り込まれ、これに基づいてJBICとしてはプロジェクトを監理していくというプロセスがあるわけですが、実は無償資金協力の場合、それが良く分からない。Minutes of Discussionとかに、相手国との合意というのは記録されているわけですが、最終的に無償資金協力において外務省なりJICAがどのような権限に基づいて相手国政府に対してこのポイントは守っていないじゃないかと、お願いしますと言えるのかということが、実は無償資金協力の場合、今のやり方ではあいまいなのではないかと私は考えていまして、是非きちんと審査を行った結果、どのような環境社会配慮を行わなくてはならないのかということを相手国、相手の事業者との間で、たとえばグラントコントラクトの中に盛り込んでいき、そのグラントコントラクトに基づいて事業の環境社会配慮を確認していく。予期しなかった影響が起きた時に、きちんと対応できる体制にしておくことを無償資金協力についても考えていくべきではないかと思っている次第です。

□本清

ご指摘いただいた点については理解できるのですが、今後、先ほども申し上げた通り、ガイドラインを進めるにあたって有識者の方を集めて議論していきますので、その時に今ご指摘いただいたポイントを提示できるようにしたいと思います。

□司会

それではこれで無償資金協力事業における環境社会配慮のあり方については終わりにしたいと思います。

います。最後の議題になりますが、(4) 援助効果向上に関する連携事業ワークプランとパブリックコンサルテーションについてということで、ODA 改革ネットワークの高橋さんをお願いします。

□高橋

ODA 改革ネットの高橋です。よろしくお願いします。時間もありませんし、資料はたくさん出していますので、時間を取るようなことはないと思いますが、背景と論点を1点、言いたいと思います。

背景は、既に書面に書いてあるとおりで、ODA の質向上に関わる議論が 2005 年の OECD・DAC で行われたパリ宣言以降、モニタリングが進められていると思いますが、それに関して今日本がどういうふうな状況にあるのかという進捗状況と今後の方針についてお聞きしたい。今後の方針について特に聞きたいと思っていることは、来年の 9 月にガーナのアクラというところで中間レビューということが行われることになっていますので、そこに向けてどういうふうな方針で、今どういうふうな改善の取り組みをしているのか。もし報告書など準備中であれば、どういったものを準備しようとしているのかというあたりをお聞きしたかったというのが1つです。

それと関連して、Aid Effectiveness の議論の中でも出てくる相互説明責任の中において、透明性をいかに高めるかということが大切です。質の向上において、これまでいくつかの個別具体的な事例フィリピン、ビルマ、カンボジアの話もありましたけれど、多分全てに関わるような話のような気がします。そこをどういうふうに高めていくか、その努力というのが求められているんだと思います。日本の場合は来年の 10 月に新 JICA が誕生することですし、ここら辺の進捗ということに関しては、国内のみならず、海外からも関心が高いと思いますので、是非そのあたりを広く市民に知らせていただきたいと思います。特に国内で ODA に対する信頼と信用、支持を獲得するためには、ODA の質の向上にこういうふうに取り組んでいます。ついては、市民の方々にちゃんと意見を聞きたい。というような形でナショナルコンサルテーション、パブリックコンサルテーションのようなものが設けられてもしかるべきかなと思っています。それについては是非外務省のご意見を聞きたいと思っている次第です。資料に対する細かい説明は時間も迫っているので多少は省いていただいても結構です。

□本清

お配りした資料をざっと説明すると、ご質問いただいた援助効果向上に係わるパリ宣言の概要、内容及び我が国の取り組みというのを、特に我が国の取り組み4. で強調したいのは独自の行動計画というのを発表させていただいております。概要については資料の1. でご覧いただければと思いますが、第3回援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム、アクラ会合に向けて日程及び現在のプログラム案は資料2. に記載させていただいております。資料3. はハイレベル・フォーラムにむけた DAC のコンサルテーションの戦略の概要ということで、パートナー国とのコンサルテーション会合、地域別コンサルテーション会合、CSO とのコンサルテーションプロセスについて具体的な日程等も含めてお配りさせていただきました。資料4. がモニタリングの調査結果についての我が国の概要ということでお配りさせていただいております。

パリ宣言、我が国も自助努力、オーナーシップの原則とか成果重視の考え方を主張しまして5原則の中で入れられて、基本的な我が国の援助理念というものも若干反映させていただいたのではないかというふうに考えております。先ほどから議論いただいておりますけれど、我が国に限られた ODA 予算を有効活用し、援助の成果を向上していくことが重要ということでございますので、このようなパリ宣言の取り組みに対し、積極的に参画していきたいと思っています。

行動計画を別途作ったということについては、申し上げたところでございますけれども、その後

1年に1回、DACに取り組み状況に関する報告を行っているところです。日本の援助の進捗状況については、2006年にDACがモニタリング調査を実施して本年5月に報告書を出しております。パリ宣言の12指標に関して、一昨年時点でのベースラインの数値が調査されたということでございます。34の国が調査を行われまして、そのうち我が国は29ヶ国についてデータを提供して調査に参加したということでございます。地域別に見ますと、アジアでの成績が良いのに比べてアフリカの指標達成状況が低いということでございますが、高い達成度を示した指標の4、コーディネートされた援助による能力強化、指標6、行政組織と並列したプロジェクトの実施体制の管理、指標8、アンタイド援助の実施については、今後とも頑張っていきたいと思っております。

達成状況が低いというのは被援助国制度の利用に関する指標の5a、5b、他ドナーと共同調査に関する指標の10aでございまして、被援助国の公共財政管理制度及び調達制度の利用に関しては、援助資金の執行責任を援助国にゆだねるということになるので、我が国の援助制度上困難な部分、先ほどミャンマーのところで出てきましたけれど、我が国の国民に対する説明責任ということを見ると、やっぱり現地の制度にそのまま乗っかるというものについて一定の限度があるんじゃないか。これを実現するためにはおそらくノンプロジェクト無償で対応していく以外ないんじゃないかなと考えておりますけれど、なかなかそういうのも難しいだろうと思っております。

宣言のモニタリングについては、定量的な数値目標に焦点を当てておりまして、学校の成績で言うところの12345というものをつけられているようでございますけれど、この定量的な数値目標がどういう意味を持つのか。この指標以外の援助効果を向上するための取り組みについて、これだけでは全体像が分からないのではないかという考えも持っておりまして、そういう意味において、独自に行動計画というのを発表して取り組みについてモニタリングをしているということでございます。

今後パリ宣言を踏まえて来年アクラに向けての中間報告に向けてのワークプランというのもご質問いただいているわけですが、我が国はアメリカ、イギリス、EUと一緒にバイドナーの代表として、ハイレベル・フォーラムのステアリングコミュニティのメンバーとなって会合の準備をするところでございます。準備作業の中で重要な取り組みの1つとして来年1月から3月に第2回のパリ宣言モニタリング調査が実施されることになっておりまして、この調査に各ドナー、パートナー国レベルで協力していくということになっています。

この調査では前回の調査で得られたベースラインのデータを比較して、どの程度進捗があったかを補足し、それをハイレベル・フォーラムに報告するということになっています。今後ハイレベル会合の開催に向けてアジェンダ設定や会合成果の文章になるアクラ・アクション・アジェンダにパートナー国や他のCSOなどのステイクホルダーの意見を反映させるために、コンサレーション戦略を作るための会合を開催することになっておりまして、それについては資料でお配りさせていただいている通りでございます。

今後の重要な日程として申し上げました、パリ宣言の実施要項の確認とアクラ・アクション・アジェンダの内容に関するコンサルテーションのために地域準備会合が開催されて、来年前半に各地域のパートナードナー等を集めて順次実施されるということでございます。

NGOとの関係ではDACの援助効果作業部会で、Advisory Group on Civil Society and Effectivenessというものを作って、このために市民社会の声を反映する地域コンサルテーション会合の開催が企画されているところでございまして、それが先ほどお配りした資料に載っている

通りでございます。

だいたい以上がお答えですが、質問していただいたのに答えていないというところがありましたら、ご指摘いただければと思います。

□高橋

1つ質問したいのは、モニタリングの達成状況というのは誰によって評価されたものなのでしょうか。外務省自身による自己評価になりますか。それから、もう一点確認したいこととして、今後、援助効果向上の議論について広く日本の市民に知ってもらい、議論を深めるためにも、もっと広く市民や国際協力に係わっている NGO や CSO と意見交換を行うような、そういう対話の場を NGO と共同で開催してはどうかと考えているのですが、これについては外務省はどのような見解をお持ちでしょうか。

□本清

数値については、我が国から出した報告に基づいて計算式を当てはめ、横並びに出てくる数値、というふうに承知しています。若干どういう過程でというのは私は詳しくは承知していないので、そのことは後ほど担当の方からきちんと回答させるということで対応したいと思います。第2点目については、CSO とか NGO の方たちの意見をどういうふうにやるのかということについて、民間援助連携室の者も来ているので、どういう形でやっていくのがいいのか相談した上で、別途会合を持った方がいいのか否かについて相談させていただくということではいかがでしょうか。

□高橋

回答は後ほどいただくということですが、他にも話さなければならないことがたくさんありますから、この定期協議の中で議論をするというのは基本的に難しいと思います。別途ちゃんと場を作っていただくほうが良いと、私としては考えております。

□司会

関連でご質問とかありますか。ではこの議題については、これで終わりたいと思います。予定していた時間を24、5分経過しておりまして、議事の進行の不手際もありましてご迷惑をおかけしております。申し訳ありません。これで閉会としたいと思います。閉会の挨拶を農業・農村開発 NGO 協議会の池田さんをお願いします。

□池田

池田でございます。よろしくお願いします。

このようにして NGO と外務省が定期協議会を何度も何度も重ねているうちに、今まで垣根が高かった間柄が少しずつ低くなってきたのではないかと私は思っています。10月25日、G8 と TICAD に関する意見交換会というのが国際協力局長や審議官を交えてあったんですが、お互いにざくばらんな意見交換会ができました。私は10月25日に TICAD4・G8 意見交換会に出席させていただいたのですが、その場において非常に感動したのは、別所局長が、私たちは敵同士ではないんだ。お互いに ODA を良くしていくために一緒にやっているんだから、不信感を持って話し合うのではなく、信頼を持って、信頼をベースにして話し合っていこうじゃないかと言われたこと、これにとっても感動しまして、まさにその通りだと。私たちもそのようにしていきたいと。ここはアドボカシー系の NGO が多いのですが、外務省と戦う、ODA を変えさせるという姿勢ではなく、お互いに手を取りあって良い方向に進めていく。そういうふうには是非したいと考えております。従ってそのような事前質問に対して、私たちが求めたものに対して、一日延ばしにして最後は文書として回答しないという、文書で回答すると面倒だし、言質も取られるし、決裁に回さなければならないとか、そういうことではなく、私たちも言質を取らない。外務省の皆さんも

できるだけ誠意を持って回答していただく。そのような関係ができれば、より一層 ODA の前進ということに向けて、いい一歩が進められるのではないかと私は考えております。

国民になかなか ODA が理解されない。ODA の資金提供者である納税者、国民が、ODA が非常に遠いものであるからこそ、ODA 予算を減らさざるを得ない。そういう事情もあるかと思います。もっと国民と ODA が近いものになる。そのために私たち CSO、市民組織はお手伝いをする。できるはずです。お互いに不審を持たず、信頼というのが第一。その中でお互いの意見の違いを真摯に議論しあう。そういう場に私たちはできればいいと思います。皆さんお立場で難しいこともおありだろうと思います。私たちもヤンヤンうるさいと思われるかもしれませんが、実際にうるさい。それでもいいじゃないですか。戦うのではなく、こういう協議会を積み重ねて一步步近づければいいと思います。今日は、ありがとうございました。

□司会

今日は、本当にありがとうございました。

以上